いじめ重大事態調査に係る教育委員会へのアンケートについて(案)

1. 調査目的

いじめ重大事態の対応に関する体制面や運用面に関して、様々な指摘がなされており、いじめ重大事態の円滑かつ適切な運用の改善・充実を図るために、いじめ重大事態における教育委員会の現状を把握することを目的として、実施する。

2. 調査対象

各都道府県教育委員会·政令指定都市教育委員会

3. 調査方法

- (1) 令和3年度第1回会議の開催に先立ち、事務局にてアンケート案を作成し、調査 項目等について、第1回会議にて御議論いただく。
- (2) 第1回会議の御議論を踏まえ、事務局にて調査項目等について再検討した後、各 都道府県教育委員会にアンケートを送付し、電子メールにて回答を得る。

4. 集計・公表等

原則、公表はせず、事務局にて集計をし、会議の参考資料としてのみ扱う。

5. 調査項目(案)

各都道府県教育委員会等が実施する重大事態調査に係る運用状況の把握を目的とした 調査項目を設定。

- ※詳細な調査項目(案)については、別紙を参照。
- ※重大事態調査に知見が蓄積されていない自治体は、今後の方向性を回答してもらう。

6. スケジュール

- 11月 第1回会議にてアンケートの調査項目等について検討。
- 12月 各都道府県教育委員会へアンケートを送付。
- 12~1月 アンケートの実施、回収
- 2~3月 アンケートの集計及び会議での参考資料としての配布。

Oいじめ重大事態調査の実施前の段階において

- ①重大事態調査を実施するにあたり、独自のマニュアル・フロー図等は存在するか。→存在している場合、どのように作成したか。
- ②重大事態調査を実施する第三者委員会を附属機関として常設しているか。
 - →常設している場合、どのように確保を行ったか。
 - →公平性・中立性の担保はどのように維持しているか。
- ③学校主体調査の委員会には、どのような専門家が加わっているか。
 - →報告書を作成するのは専門家か。
- ④重大事態調査の予算は当初予算として事前に確保しているか。
 - →当初で確保している場合、どのように予算を見積もっているか。
 - →補正での調達を想定している場合、どのくらいの期間で確保しているか。
- ⑤調査委員の委員報酬は事前に設定しているか。
 - →設定している場合、どのように設定しているか。
 - →どの範囲(調査、会議、交通費、報告書作成)まで報酬を支払っているか。
 - →していない場合、何を基準に委員報酬を支払っているか。

Oいじめ重大事態調査の実施段階において

- ①報告書の章立て・構成等について、事前にフォーマットなどを用意しているか。
 - →フォーマットを用意している場合、どのように作成したか。
 - →していない場合、章立て・構成等は事案ごとに検討しているか。
 - →事案ごとの章立て・構成等の揺れはどう防いでいるか。
- ②調査における事務局としての教育委員会は、どのような役割を担っているか。
 - →どのような時に課題を感じるか。
- ③調査の実施にあたり、加害児童生徒や職員への聴取方法やケアに関するマニュアル等 はあるか。
- ④被害児童生徒への調査実施中の経過報告について、事前に検討を行っているか。
 - →している場合、どういった点を検討しているか。
 - (Ex:報告の頻度、調査委員会と被害児童生徒の仲介役の設定。)

- ⑤調査と並行し、学校や児童生徒への支援(登校支援・学習支援等)に外部団体を含め教育委員会やSCやSSW等がどのように関わっているか。
- ⑥公表に関して、方法や流れについての規約やガイドライン等を策定しているか。
 - →公表の前に関係者への説明はどのようにしているか。
 - →公表の範囲、内容、期間はどの程度か。
- ⑦該当校に再発防止策を実施させるために、教育委員会はどのような支援をするか。
 - →調査によって指摘された再発防止策を、自治体内の他の学校へ周知しているか、 また、その方法は。

〇都道府県教育委員会による市町村教育委員会への支援について

- ①市町村教育委員会が重大事態調査を実施する際、各都道府県教育委員会の支援の在 り方はどうなっているか。
 - →調査組織の委員の選定の際、職能団体等の紹介を行っているか。
 - →事案に応じて、各都道府県教育委員会から知見のある職員を派遣しているのか。

以上